

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、随意契約見直し計画の実施状況については、計画どおりに実施されていないことから、着実な取組が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 本学の随意契約見直し計画で競争入札等へ移行とされた案件13件中、2件（総研大ジャーナル10号及び11号の制作：「総合研究大学院大学契約事務規程第34条第1項第7号」に該当するもの。）を除き、平成20年度までに一般競争入札等に移行しており、計画どおり実施されているため。 総研大ジャーナルは、本学の教育研究活動を社会に発信するための「知の総合誌」として刊行しており、編集に携わる出版社に対しても一定の専門性と企画力を求めており、第1期中期目標期間については、現在の出版社に担当させることが学内委員会において決定されている。なお、平成22年度（次期中期目標期間）における発行分から、企画競争等契約によることが既に決定されている。</p> <p>●「総合研究大学院大学契約事務取扱規程第34条第1項第7号」</p> <p>第34条 会計規程第44条第2項に規定す</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 随意契約見直し計画のとおり、実施されていないため。</p>

る随意契約によることができる場合は、
次の各号に掲げる場合とする。

(7) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (2) 財務内容の改善</p> <p>【原文】 「平成20年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</p> <p>○ 随意契約見直し計画の実施状況について、計画どおりに実施されていないことから、着実な取組が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 本学の随意契約見直し計画で競争入札等へ移行とされた案件13件中、2件（総研大ジャーナル10号及び11号の制作：「総合研究大学院大学契約事務規程第34条第1項第7号」に該当するもの。）を除き、平成20年度までに一般競争入札等に移行しており、計画どおり実施されているため。</p> <p>総研大ジャーナルは、本学の教育研究活動を社会に発信するための「知の総合誌」として刊行しており、編集に携わる出版社に対しても一定の専門性と企画力を求めており、第1期中期目標期間については、現在の出版社に担当させることが学内委員会において決定されている。なお、平成22年度（次期中期目標期間）における発行分から、企画競争等契約によることが既に決定されている。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 前述の意見に対する対応のとおり。</p>

●「総合研究大学院大学契約事務取扱規程第34条第1項第7号」

第34条 会計規程第44条第2項に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(7) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合。